

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 7 日

各都道府県・市町村 生活福祉資金貸付制度主管部（局）
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の推進について

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付のうち、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）については、令和 5 年 1 月から償還が開始されています。このうち、償還免除を受けた方や償還が困難な借受人に対しては、特に償還や生活再建に向けた支援が必要と考えられることから、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和 4 年 10 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）において、フォローアップ支援をお願いしています。

社会福祉協議会や自立相談支援機関におかれては、当該事務連絡を踏まえ、借受人への支援に取り組んでいただいているところですが、今般、借受人への支援や償還猶予等の活用に関する全国の取組事例をとりまとめました。こうした取組により、例えば、多くの借受人を償還猶予につなげている社会福祉協議会もありますので、今後の支援の御参考としていただきますようお願いいたします。

また、借受人への支援に当たり、償還免除とはならないものの償還が困難な借受人に対しては、都道府県社会福祉協議会から償還猶予や少額返済の方法を周知するなどにより、償還猶予等を積極的に御活用ください。また、償還猶予を受けている借受人は、生活にお困りの状況にあると考えられることから、可能な限り、自立相談支援事業による支援を行うこととしています。都道府県社会福祉協議会におかれては、猶予となった借受人について、自立相談支援機関に情報を提供したり、個別につないだりするなど、丁寧な対応をお願いいたします。

なお、自立相談支援機関において借受人への支援に取り組む際には、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金における自立相談支援事業の機能強化事業を活用することが可能ですので、併せて御検討ください。

緊急小口資金等の特例貸付のフォローアップ支援に係る取組事例

- 償還免除を受けた者や償還が困難な借受人は、特に償還や生活再建に向けた支援が必要と考えられることから、社会福祉協議会や自立相談支援機関におけるフォローアップ支援をお願いしているところ。
- そのような中で、**社会福祉協議会や自立相談支援機関では、借受人に生活状況等に関するアンケートを実施して支援につながるなど、借受人の個々の状況に応じた支援につなげる工夫が行われている。**

償還猶予へのつなぎ・相談

【市町村社協や自立相談支援機関との連携】

- 償還に関する相談は、**まずは市町村社協で相談を受け付け、世帯状況や家計の収支状況等を丁寧に聞き取った上で、猶予申請につないでいる。**その上で、就労支援や家計支援などの**支援が必要と思われる方を自立相談支援機関につないでいる。**
- 都道府県社協と市町村社協との間で、**クラウドサービスを活用して、猶予の決定状況等を随時情報共有している。**

【アウトリーチによる償還猶予の積極的な活用】

- **自立相談支援機関に償還猶予の相談窓口を臨時開設。**特例貸付に関する相談歴がある方に、**個別に電話によるアウトリーチ**を行って窓口を案内した。アウトリーチを行うに当たっては、再貸付まで行った等の相談歴がある方を優先して実施。
- **償還予定の全ての借受人に対して、償還猶予の案内や申請書を送付。**その際、**生活状況や連絡が取れる時間帯等を尋ねるアンケートを併せて送付し、その回答をもとに都道府県社協から個別に電話をかけて、電話面談により猶予を適用している。**

自立相談支援機関等の支援へのつなぎ

【情報共有の仕組みの構築】

- 償還免除や償還開始をお知らせする機会を捉えて、都道府県社協から借受人に対して、**生活状況等を尋ねるアンケートを送付。**アンケートの中で「自立相談支援機関による支援を希望するか」を尋ね、**希望した借受人について、相談事項や連絡先を自立相談支援機関に情報共有。**自立相談支援機関において、**共有された情報を基に確認し、必要に応じて個別にアプローチ**を行っている。

【生活困りごと相談会の開催】

- 借金や生活の困りごとについて**弁護士や社会福祉士等から気軽にアドバイスを受けられ、食料品などの無料配布も行う相談会**を県内各地で開催。プッシュ型で借受人に周知して、相談支援につなげている。



- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されるところ、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供**、**訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内**、**個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予**や**少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

（1）個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】

（2）訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 49億円の内数
(令和4年度補正予算案)

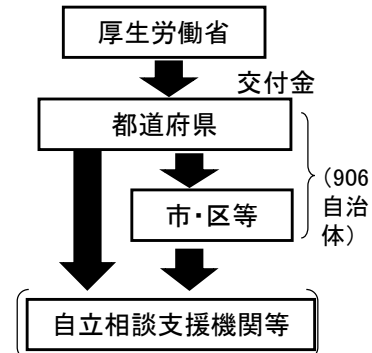
【要旨】

- コロナ禍での物価高騰への対応や、特例貸付の借受人、自立支援金の終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑦、⑨ 国 3／4
⑧ 国 10／10

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援(1団体50万円上限)
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施